

平成30年度 「新潟市地域防災計画」修正案 主な内容

主な修正内容

- ① 新たな浸水想定に基づく全避難所の再評価
- ② ブロック塀等倒壊防止対策
- ③ 災害時保健医療業務の受援体制の整備
- ④ 災害援護資金貸付利率等の改正

① 新たな浸水想定に基づく全避難所の再評価

新たな想定について

洪水

約70～150年に一度の大雨時の浸水想定



・約1000年に一度の大雨時の浸水想定

津波

県独自の断層モデルでの想定



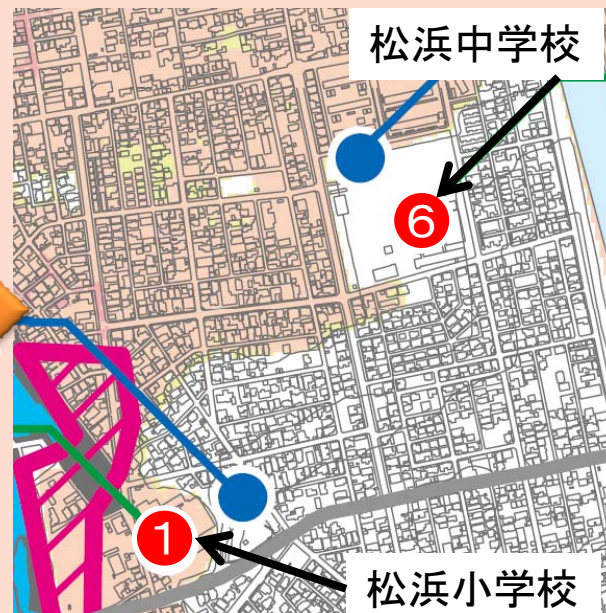
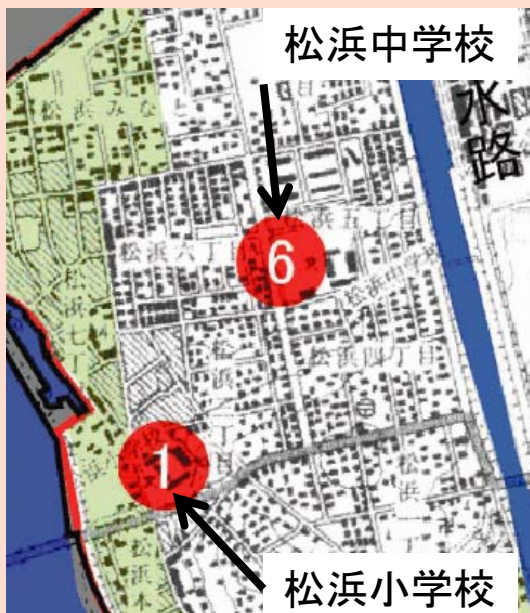
・国が指定した断層モデルを加えた想定
・基準水位(せり上がり浸水深)を公表

避難所評価の見直し(例)

旧(70～150年に1度の大雨)

新(1000年に1度の大雨)

評価の見直し



避難所	旧	新
①松浜小学校	全階可 (浸水なし)	2階以上 (1階部浸水)
⑥松浜中学校	全階可 (浸水なし)	全階可 (浸水なし)

※津波については原則3階以上の避難としていたため、見直しによる階数変更はなし。

修正箇所

・資料編 表2-1-16-1「避難場所等の所在地等」を修正

②ブロック塀等倒壊防止対策

経緯

昨年6月の大阪北部地震により、通学路のブロック塀が倒壊し、尊い命が犠牲



【本市のブロック塀等倒壊防止対策】

- ①市施設及び通学路等におけるブロック塀を緊急点検
- ②市施設の危険なブロック塀の撤去・改修及び民間施設の危険なブロック塀の安全対策に係る費用を補助

対応

市施設

①市施設及び通学路等におけるブロック塀等の緊急点検

- ・市立学校 37施設
- ・学校を除く施設 90施設



②危険度が高いブロック塀を優先的に撤去・改修などの対応

- ・市立学校 36施設
- ・学校を除く市施設 27施設

民間施設

【民家等】

- 倒壊危険のあるブロック塀等の撤去工事費用の一部を補助
 - (1)通学路等に接して設けられている高さ1m以上で、「通学路等における危険箇所総点検」で指摘されたもの
 - (2)道路に接している高さ1m以上で倒壊の危険性があるもの 等

【私立保育園・認定こども園】

- ブロック塀等の安全対策に係る工事費用の一部を補助
 - ・保育所 7施設
 - ・認定こども園 3施設

修正箇所

- ・本編 第2部第1章第5節「建築物災害予防計画」に、ブロック塀の倒壊防止対策を記載

③災害時保健医療業務の受援体制の整備

概要

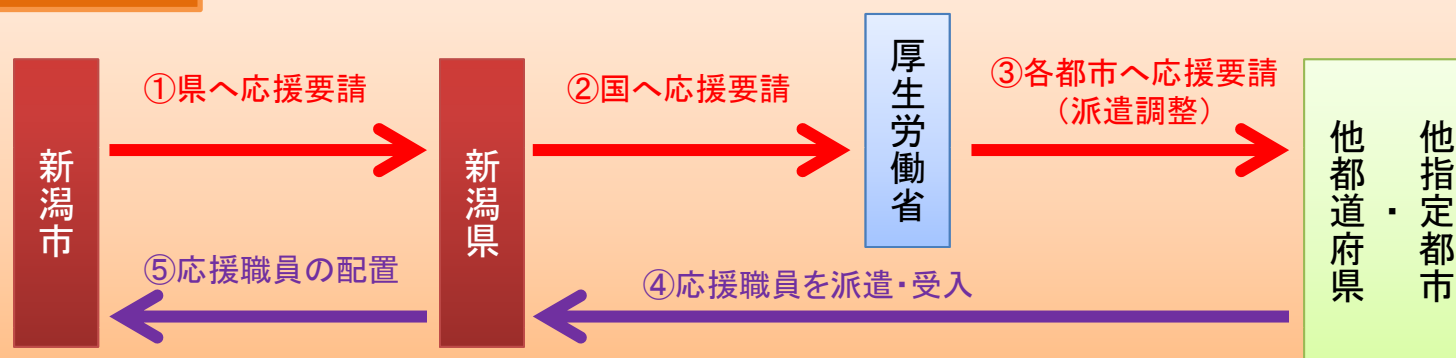
被災により保健医療業務の指揮調整部門が機能低下に陥らないよう、
全国自治体へ専門職員の派遣要請をするための体制を整備

災害時健康危機管理支援チーム

(DHEAT : Disaster Health Emergency Assistance Team)

- 被災県及び保健所に全国自治体から専門的研修・訓練を受けた職員を派遣
- 情報収集、分析評価、連絡調整等のマネジメント業務を支援し、保健医療活動の指揮調整機能等を補佐

受援スキーム



修正箇所

・本編 第3部第1章第7節「救急救助・医療救護応急計画」及び第3部第1章第23節「防疫及び保健衛生計画」に、DHEATの応援派遣について記載

④ 災害援護資金貸付利率等の改正

経緯

平成31年4月 第8次地方分権一括法による災害弔慰金の支給等に関する法律及び法施行令の一部改正が施行
⇒地方分権の一環として、自治体が政策判断に基づき、条例で利率等を設定できるよう法改正



平成31年2月 新潟市災害弔慰金の支給等に関する条例及び規則の一部改正。(平成31年4月施行)
⇒低い利率での貸付けが可能となり、被災者の返済負担を軽減し、被災者支援の充実強化に資する

改正概要

	改正前	改正後
保証人	必須	保証人を立てることができる
利率	年3%	・保証人を立てる場合 ⇒ 無利子 ・保証人を立てない場合 ⇒ 1%
償還方法	年賦	年賦、半年賦、月賦
違約金	年10.75%	年5%

修正箇所

- ・本編 第4部第2節「被災者援護計画」の災害援護資金貸付条件を修正